

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類				廃止年月日
共創未来 南栗橋 薬局	久喜市南栗橋一 ―九―二	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導	認知症対応型共同 生活介護	介護予防認知症対 応型共同生活介護	令和四年五月三十 一日
春日部認知症保健 福祉センター	春日部市増富三 六	居宅介護支援	福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与		令和二年六月三十 日
株式会社ケア・2 4	入間郡三芳町北 永井七〇六―四	居宅介護支援	福祉用具貸与	介護予防福祉用具 貸与		平成二十年四月三 十日
うしろや訪問看護 ステーション	八潮市南後谷七 五一	居宅介護支援				令和四年三月三十 一日
デイサービス我が まゝ荘	熊谷市新堀八― 七	通所介護				平成二十八年三月 三十一日